

都市再開発法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 指定都市において、都市再開発法（以下「法」という。）第三百三十七条の規定により、指定都市の長が行う事務に、法及びこの政令の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第四十一条第三項（法第五十条の十一第二項（法第百六条第七項において準用する場合を含む。）及び法第百六条第六項において準用する場合を含む。）のうち、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係る事務を追加すること。（本則関係）

第二 附則

- 一 この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。（附則第一項関係）
- 二 所要の経過措置について定めるものとする。（附則第二項関係）
- 三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。（附則第三項関係）